

に伴い所得階層に移動が生じないように各所得階層区分の所得税額を次のとおり改正する。

また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の改正に伴い、第1階層の定義を次のとおり改正する。

<平成20年度保育所運営費国庫負担金における保育所徴収金(保育料)基準額表(案)>

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金(保育料)基準額(月額)	
階層区分	定 義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,000円	6,000円
第3階層	市町村民税非課税世帯	19,500円	16,500円
第4階層	市町村民税課税世帯	30,000円	27,000円 (保育単価限度)
第5階層	40,000円未満	44,500円	41,500円 (保育単価限度)
第6階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	61,000円	58,000円 (保育単価限度)
第7階層	103,000円以上 413,000円未満	80,000円 (保育単価限度)	77,000円 (保育単価限度)
	413,000円以上		

イ 国税電子申告・納税システム（e-Tax）を使用し確定申告を行った際の所得税の控除額について、保育料を算定する際の所得税額に含めないよう改正する。

ウ 保育所運営費国庫負担金における国と市町村との精算基準である「保育所徴収金(保育料)基準額表」においては、平成19年度より同一世帯から2人以上同時に保育所、幼稚園、認定こども園を利用している児童についても算定対象人数に含め第2子以降の保育料を軽減しているところであるが、今回新たに兄弟が特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童デイサービスを利用する就学前児童についても算定対象人数に含め、保育料の軽減を図る。

(案)

厚生労働省発雇児第 ※ 号
平成 ※ 年 ※ 月 ※ 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働事務次官

「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」
の一部改正について

標記の国庫負担金の交付については、昭和51年4月16日厚生省発雇第59号の2厚生事務次官通知「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」により行われているところであるが、今般、その一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成20年4月分の運営費の支弁、徴収及び負担から適用することとされたので通知する。

ただし、平成19年度分以前の取扱いについては、なお従前の例による。

「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」の一部改正新旧対照表

○ 児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知)

改正後	改正前
<p>第1 用語の意義 この交付要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによること。</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) (略) ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 「特別支援学校幼稚部」とは、学校教育法第76条第2項に規定する幼稚部をいう。</p> <p>7 「知的障害児通園施設」とは、法第7条第1項に規定する知的障害児通園施設をいう。</p>	<p>第1 用語の意義 この交付要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによること。</p> <p>1 「運営費」とは、市町村が児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第24条本文の規定による保育所での保育の実施を行った場合における法第51条第4号に規定する保育の実施につき法第45条の最低基準を維持するための費用であつて、次の範囲内の経費をいうこと。</p> <p>(1) 事業費 ア 一般生活費 入所児童の給食に要する材料費(3歳未満児については主食及び副食給食費、3歳以上児については副食給食費とする。)及び保育に直接必要な保育材料費、炊具食器具、光熱水費等(3歳未満児については月額9,550円、3歳以上児については月額6,466円とする。)</p> <p>イ 児童用採暖費 入所児童の冬期の採暖費</p> <p>(2) 人件費 入所児童の保育に必要なその保育所の長、保育士(乳児3人につき1人、1～2歳児6人につき1人、3歳児20人につき1人、4歳以上児30人につき1人とする。ただし、定員90人以下の施設においては、この定数のほか1人を加算する。)、調理員その他の職員の人件費</p> <p>(3) 管理費 保育所の管理に必要な経費</p> <p>2 「私立認定保育所」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。)第10条第1項第5号に規定する私立認定保育所をいう。</p> <p>3 「幼稚園」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園をいう。</p> <p>4 「認定こども園」とは、就学前保育等推進法第6条第2項に規定する認定こども園をいう。</p> <p>5 「幼保連携施設」とは、就学前保育等推進法第3条第2項に規定する幼保連携施設をいう。</p>

改正後

- 8 「難聴幼児通園施設」とは、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第60条第2項第1号に規定する難聴幼児通園施設をいう。
- 9 「肢体不自由児施設通園部」とは、法第7条第1項に規定する肢体不自由児施設のうち「肢体不自由児施設の通園児童に対する療育について」(昭和33年6月11日厚生省発児第122号通知)による通園児童療育部門及び児童福祉施設最低基準第68条第2号に規定する肢体不自由児通園施設をいう。
- 10 「情緒障害児短期治療施設通所部」とは、法第7条第1項に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部をいう。
- 11 「児童デイサービス」とは、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第7項に規定する児童デイサービスをいう。
- 12 (略)
- 13 (略)
- 14 (略)
- 15 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。
- (ア) 「16/100地域」とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3の規定に基づく人事院規則9-49(地域手当)(以下「人事院規則」という。)附則別表第2の支給割合が16/100とされている地域とする。
- (イ) 「13/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が13/100とされている地域とする。
- (ウ) 「12/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が12/100とされている地域とする。
- (エ) 「10/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が10/100とされている地域及び小金井市、逗子市、摂津市とする。
- (オ) 「9/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が9/100とされている地域とする。
- (カ) 「8/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が8/100とされている地域及び習志野市、八千代市、東久留米市とする。
- (キ) 「7/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が7/100とされている地域及び綾瀬市、座間市、大東市、松原市とする。

改正前

- 6 「定員」とは、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が認可した定員をいう。
ただし、「保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知)の第1の2の(1)のただし書きの適用を受けた幼保連携施設を構成する保育所については、当該幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所の定員の合算人員をいう。
これらの場合において、2歳未満児とその他の児童など年齢ごとに分けて定員を定めているときは、その合算人員とすること。
- 7 「保育単価」とは、入所児童1人当たり運営費の月額単位をいうこと。
- 8 「支弁額」とは、保育単価に入所児童の数を乗じて得た額をいい、その算定にあたっては、第3の4に定める算式によること。
ただし、私立認定保育所については、保育単価に入所児童の数を乗じて得た額から就学前保育等推進法第13条第2項の規定により読み替えられた法第51条第4号に規定する保育料額(以下「保育料額」という。)を控除した額をいい、その算定にあたっては、第3の4のただし書に定める算式によること。
- 9 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。
- (ア) 「14.5/100地域」とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3の規定に基づく人事院規則9-49(地域手当)(以下「人事院規則」という。)附則別表第2の支給割合が14.5/100とされている地域とする。
- (イ) 「12/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が12/100とされている地域とする。
- (ウ) 「11/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が11/100とされている地域とする。
- (エ) 「10/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が10/100とされている地域及び小金井市並びに逗子市とする。
- (オ) 「8.5/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が8.5/100とされている地域とする。
- (カ) 「8/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が8/100とされている地域とする。
- (キ) 「7.5/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が7.5/100とされている地域とする。

改正後

- (ク) 「6/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が6/100とされている地域及び狭山市、新座市、鳩ヶ谷市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、東大和市、大阪狭山市、大阪府忠岡町、川西市とする。
- (ケ) 「4/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が4/100とされている地域及び伊勢原市、神奈川県寒川町とする。
- (コ) 「3/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が3/100とされている地域及び長岡京市、広島県府中町とする。
- (サ) 「その他地域」とは、(ア)から(コ)以外の地域とする。

16 (略)

17 (略)

18 (略)

改正前

- (ク) 「7/100地域」とは、岸和田市並びに忠岡町とする。
- (ケ) 「6.5/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が6.5/100とされている地域とする。
- (コ) 「6/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が6/100とされている地域(岸和田市を除く。)及び大阪狭山市とする。
- (サ) 「5.5/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が5.5/100とされている地域とする。
- (シ) 「5/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が5/100とされている地域とする。
- (ス) 「4.5/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が4.5/100とされている地域及び習志野市、八千代市とする。
- (セ) 「4/100地域」とは、北九州市並びに狭山市とする。
- (ソ) 「3/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が3/100とされている地域(北九州市を除く。)及び蕨市、鳩ヶ谷市、新座市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、東久留米市、東大和市、座間市、綾瀬市、神奈川県寒川町、長岡京市、松原市、大東市、摂津市、広島県府中町とする。
- (タ) 「2.5/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が2.5/100とされている地域とする。
- (チ) 「2/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が2/100とされている地域とする。
- (ツ) 「1/100地域」とは、小樽市、熱海市、伊東市、下関市、久留米市、飯塚市、伊勢原市、川西市とする。
- (テ) 「その他地域」とは、(ア)から(ツ)以外の地域とする。

10 「乳児」とは、法第24条本文の規定による保育の実施がとられた日の属する月の初日において1歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で1歳に達した場合においても、その年度中に限り乳児とみなすものとする。

11 「1～2歳児」とは、法第24条本文の規定による保育の実施がとられた日の属する月の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り1～2歳児とみなすものとする。

12 「3歳児」とは、法第24条本文の規定による保育の実施がとられた日の属する月の初日において4歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で4歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳児とみなすものとする。

改正後

第2 国庫負担額

1 (略)

2 (略)

3 (略)

第3 保育単価及び支弁額

1 保育単価

その保育所の保育単価は、次の表の第1欄に、民間施設給与等改善費として別に定める基準により第2欄に掲げる額(以下「加算額」という。)を加算した額とすること。

なお、加算額については、別に定めるところにより全部又は一部を減ずることができるものであること。

改正前

第2 国庫負担額

1 国庫負担金

この国庫負担金は、その年度において、市町村が法第51条第4号により支弁した支弁総額(各保育所に対する各月の支弁額(私立認定保育所にあつては、保育単価に入所児童の数を乗じて得た額とする。)の年間の合算額の全保育所の合計額をいう。)から当該年度における第4に定める徴収金(保育料)基準額を控除した額を基本額として、法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担するものであること。ただし、昭和63年度以前における事務又は事業の実施に係る国庫負担金については、なお従前の例によるものとする。

2 国庫負担金の概算払

厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものであること。

3 国庫負担金の返還

厚生労働大臣は、交付すべき国庫負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える国庫負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものであること。

第3 保育単価及び支弁額

1 保育単価

その保育所の保育単価は、次の表の第1欄に、民間施設給与等改善費として別に定める基準により第2欄に掲げる額(以下「加算額」という。)を加算した額とすること。

なお、加算額については、別に定めるところにより全部又は一部を減ずることができるものであること。

改正後

保育単価表

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月月初日の定員区分	その保育所の長がその月月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄) 円	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
					円	円	円	円
16/100 地 域	45人 まで	設 置	乳 児	188,370	21,450	17,870	14,300	7,140
			1, 2歳児	117,600	12,960	10,800	8,630	4,310
			3歳児	64,980	7,010	5,840	4,670	2,330
		4歳以上児	57,910	6,170	5,140	4,110	2,050	
		未設置	乳 児	177,110	20,100	16,740	13,400	6,690
			1, 2歳児	106,340	11,610	9,670	7,730	3,860
	3歳児		53,720	5,660	4,710	3,770	1,880	
	4歳以上児	46,650	4,820	4,010	3,210	1,600		
	46人 から 60人 まで	設 置	乳 児	181,380	20,610	17,170	13,740	6,860
			1, 2歳児	110,610	12,120	10,100	8,070	4,030
			3歳児	57,990	6,170	5,140	4,110	2,050
		4歳以上児	50,920	5,330	4,440	3,550	1,770	
		未設置	乳 児	172,930	19,600	16,330	13,070	6,530
			1, 2歳児	102,160	11,110	9,260	7,400	3,700
	3歳児		49,540	5,160	4,300	3,440	1,720	
	4歳以上児	42,470	4,320	3,600	2,880	1,440		
	61人 から 90人 まで	設 置	乳 児	171,330	19,400	16,170	12,940	6,460
			1, 2歳児	100,560	10,910	9,100	7,270	3,630
			3歳児	47,940	4,960	4,140	3,310	1,650
		4歳以上児	40,870	4,120	3,440	2,750	1,370	
		未設置	乳 児	165,700	18,730	15,600	12,490	6,240
			1, 2歳児	94,930	10,240	8,530	6,820	3,410
	3歳児		42,310	4,290	3,570	2,860	1,430	
	4歳以上児	35,240	3,450	2,870	2,300	1,150		
91人 から 120人 まで	設 置	乳 児	163,760	18,500	15,410	12,330	6,160	
		1, 2歳児	92,990	10,010	8,340	6,660	3,330	
		3歳児	40,370	4,060	3,380	2,700	1,350	
	4歳以上児	33,300	3,220	2,680	2,140	1,070		
	未設置	乳 児	159,530	17,990	14,990	11,990	5,990	
		1, 2歳児	88,760	9,500	7,920	6,320	3,160	
3歳児		36,140	3,550	2,960	2,360	1,180		
4歳以上児	29,070	2,710	2,260	1,800	900			
121人 から 150人 まで	設 置	乳 児	161,250	18,190	15,160	12,130	6,060	
		1, 2歳児	90,480	9,700	8,090	6,460	3,230	
		3歳児	37,860	3,750	3,130	2,500	1,250	
	4歳以上児	30,790	2,910	2,430	1,940	970		
	未設置	乳 児	157,870	17,790	14,820	11,860	5,920	
		1, 2歳児	87,100	9,300	7,750	6,190	3,090	
3歳児		34,480	3,350	2,790	2,230	1,110		
4歳以上児	27,410	2,510	2,090	1,670	830			
151人 以上	設 置	乳 児	160,360	18,090	15,070	12,060	6,020	
		1, 2歳児	89,590	9,600	8,000	6,390	3,190	
		3歳児	36,970	3,650	3,040	2,430	1,210	
	4歳以上児	29,900	2,810	2,340	1,870	930		
	未設置	乳 児	157,540	17,750	14,790	11,830	5,910	
		1, 2歳児	86,770	9,260	7,720	6,160	3,080	
3歳児		34,150	3,310	2,760	2,200	1,100		
4歳以上児	27,080	2,470	2,060	1,640	820			

改正前

保育単価表

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月月初日の定員区分	その保育所の長がその月月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄) 円	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
					円	円	円	円
14.5/100 地 域	45人 まで	設 置	乳 児	185,870	21,150	17,620	14,090	7,040
			1, 2歳児	116,100	12,770	10,650	8,510	4,250
			3歳児	64,170	6,910	5,760	4,600	2,290
		4歳以上児	57,200	6,080	5,070	4,050	2,020	
		未設置	乳 児	174,780	19,820	16,510	13,210	6,600
			1, 2歳児	105,010	11,440	9,540	7,630	3,810
	3歳児		53,080	5,580	4,650	3,720	1,850	
	4歳以上児	46,110	4,750	3,960	3,170	1,580		
	46人 から 60人 まで	設 置	乳 児	178,980	20,330	16,930	13,540	6,770
			1, 2歳児	109,210	11,950	9,960	7,960	3,980
			3歳児	57,280	6,090	5,070	4,050	2,020
		4歳以上児	50,310	5,260	4,380	3,500	1,750	
		未設置	乳 児	170,660	19,330	16,100	12,880	6,440
			1, 2歳児	100,890	10,950	9,130	7,300	3,650
	3歳児		48,960	5,090	4,240	3,390	1,690	
	4歳以上児	41,990	4,260	3,550	2,840	1,420		
	61人 から 90人 まで	設 置	乳 児	169,070	19,140	15,940	12,750	6,370
			1, 2歳児	99,300	10,760	8,970	7,170	3,580
			3歳児	47,370	4,900	4,080	3,260	1,620
		4歳以上児	40,400	4,070	3,390	2,710	1,350	
		未設置	乳 児	163,520	18,470	15,380	12,310	6,150
			1, 2歳児	93,750	10,090	8,410	6,730	3,360
	3歳児		41,820	4,230	3,520	2,820	1,400	
	4歳以上児	34,850	3,400	2,830	2,270	1,130		
91人 から 120人 まで	設 置	乳 児	161,610	18,240	15,190	12,150	6,070	
		1, 2歳児	91,840	9,860	8,220	6,570	3,280	
		3歳児	39,910	4,000	3,330	2,660	1,320	
	4歳以上児	32,940	3,170	2,640	2,110	1,050		
	未設置	乳 児	157,450	17,740	14,780	11,820	5,910	
		1, 2歳児	87,680	9,360	7,810	6,240	3,120	
3歳児		35,750	3,500	2,920	2,330	1,160		
4歳以上児	28,780	2,670	2,230	1,780	890			
121人 から 150人 まで	設 置	乳 児	159,140	17,950	14,950	11,960	5,980	
		1, 2歳児	89,370	9,570	7,980	6,380	3,190	
		3歳児	37,440	3,710	3,090	2,470	1,230	
	4歳以上児	30,470	2,880	2,400	1,920	960		
	未設置	乳 児	155,810	17,550	14,610	11,690	5,840	
		1, 2歳児	86,040	9,170	7,640	6,110	3,050	
3歳児		34,110	3,310	2,750	2,200	1,090		
4歳以上児	27,140	2,480	2,060	1,650	820			
151人 以上	設 置	乳 児	158,270	17,840	14,860	11,890	5,940	
		1, 2歳児	88,500	9,460	7,890	6,310	3,150	
		3歳児	36,570	3,600	3,000	2,400	1,190	
	4歳以上児	29,600	2,770	2,310	1,850	920		
	未設置	乳 児	155,490	17,510	14,580	11,660	5,830	
		1, 2歳児	85,720	9,130	7,610	6,080	3,040	
3歳児		33,790	3,270	2,720	2,170	1,080		
4歳以上児	26,820	2,440	2,030	1,620	810			

改正後

改正前

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄) 円	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
					円	円	円	円
13/100 地 域	45人 まで	設 置	乳 児	184,260	20,960	17,460	13,970	6,980
			1, 2歳 児	115,130	12,660	10,550	8,440	4,220
			3 歳 児	63,660	6,850	5,710	4,570	2,280
			4歳以上 児	56,750	6,030	5,020	4,020	2,010
	未設置	乳 児	173,280	19,640	16,370	13,090	6,540	
		1, 2歳 児	104,150	11,340	9,460	7,560	3,780	
		3 歳 児	52,680	5,530	4,620	3,690	1,840	
		4歳以上 児	45,770	4,710	3,930	3,140	1,570	
	46人 から 60人 まで	設 置	乳 児	177,430	20,140	16,780	13,420	6,700
			1, 2歳 児	108,300	11,840	9,870	7,890	3,940
			3 歳 児	56,830	6,030	5,030	4,020	2,000
			4歳以上 児	49,920	5,210	4,340	3,470	1,730
	未設置	乳 児	169,190	19,150	15,960	12,760	6,370	
		1, 2歳 児	100,060	10,850	9,050	7,230	3,610	
		3 歳 児	48,590	5,040	4,210	3,360	1,670	
		4歳以上 児	41,680	4,220	3,520	2,810	1,400	
	61人 から 90人 まで	設 置	乳 児	167,600	18,960	15,800	12,640	6,310
			1, 2歳 児	98,470	10,660	8,890	7,110	3,550
			3 歳 児	47,000	4,850	4,050	3,240	1,610
			4歳以上 児	40,090	4,030	3,360	2,690	1,340
	未設置	乳 児	162,110	18,300	15,250	12,200	6,090	
		1, 2歳 児	92,980	10,000	8,340	6,670	3,330	
		3 歳 児	41,510	4,190	3,500	2,800	1,390	
		4歳以上 児	34,600	3,370	2,810	2,250	1,120	
91人 から 120人 まで	設 置	乳 児	160,220	18,080	15,060	12,050	6,020	
		1, 2歳 児	91,090	9,780	8,150	6,520	3,260	
		3 歳 児	39,620	3,970	3,310	2,650	1,320	
		4歳以上 児	32,710	3,150	2,620	2,100	1,050	
未設置	乳 児	156,110	17,580	14,650	11,720	5,850		
	1, 2歳 児	86,980	9,280	7,740	6,190	3,090		
	3 歳 児	35,510	3,470	2,900	2,320	1,150		
	4歳以上 児	28,600	2,650	2,210	1,770	880		
121人 から 150人 まで	設 置	乳 児	157,370	17,780	14,810	11,850	5,920	
		1, 2歳 児	88,640	9,480	7,900	6,320	3,160	
		3 歳 児	37,170	3,670	3,060	2,450	1,220	
		4歳以上 児	30,260	2,850	2,370	1,900	950	
未設置	乳 児	154,480	17,390	14,490	11,590	5,790		
	1, 2歳 児	85,350	9,090	7,580	6,060	3,030		
	3 歳 児	33,880	3,280	2,740	2,190	1,090		
	4歳以上 児	26,970	2,460	2,050	1,640	820		
151人 以上	設 置	乳 児	156,910	17,680	14,730	11,780	5,880	
		1, 2歳 児	87,780	9,380	7,820	6,250	3,120	
		3 歳 児	36,310	3,570	2,980	2,380	1,180	
		4歳以上 児	29,400	2,750	2,290	1,830	910	
未設置	乳 児	154,170	17,350	14,450	11,560	5,770		
	1, 2歳 児	85,040	9,050	7,540	6,030	3,010		
	3 歳 児	33,570	3,240	2,700	2,160	1,070		
	4歳以上 児	26,660	2,420	2,010	1,610	800		

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄) 円	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
					円	円	円	円
12/100 地 域	45人 まで	設 置	乳 児	182,460	20,740	17,280	13,830	6,910
			1, 2歳 児	114,050	12,530	10,440	8,350	4,170
			3 歳 児	63,080	6,790	5,650	4,520	2,260
			4歳以上 児	56,240	5,970	4,970	3,980	1,990
	未設置	乳 児	171,610	19,440	16,200	12,960	6,470	
		1, 2歳 児	103,200	11,230	9,360	7,480	3,730	
		3 歳 児	52,230	5,490	4,570	3,650	1,820	
		4歳以上 児	45,390	4,670	3,890	3,110	1,550	
	46人 から 60人 まで	設 置	乳 児	175,690	19,930	16,610	13,290	6,640
			1, 2歳 児	107,280	11,720	9,770	7,810	3,900
			3 歳 児	56,310	5,980	4,980	3,980	1,990
			4歳以上 児	49,470	5,160	4,300	3,440	1,720
	未設置	乳 児	167,550	18,950	15,790	12,630	6,310	
		1, 2歳 児	99,140	10,740	8,950	7,150	3,570	
		3 歳 児	48,170	5,000	4,160	3,320	1,660	
		4歳以上 児	41,330	4,180	3,480	2,780	1,390	
	61人 から 90人 まで	設 置	乳 児	165,970	18,760	15,630	12,510	6,250
			1, 2歳 児	97,560	10,550	8,790	7,030	3,510
			3 歳 児	46,590	4,810	4,000	3,200	1,600
			4歳以上 児	39,750	3,990	3,320	2,660	1,330
	未設置	乳 児	160,540	18,110	15,090	12,070	6,030	
		1, 2歳 児	92,130	9,900	8,250	6,590	3,290	
		3 歳 児	41,160	4,160	3,460	2,760	1,380	
		4歳以上 児	34,320	3,340	2,780	2,220	1,110	
91人 から 120人 まで	設 置	乳 児	158,680	17,880	14,900	11,920	5,950	
		1, 2歳 児	90,270	9,670	8,060	6,440	3,210	
		3 歳 児	39,300	3,930	3,270	2,610	1,300	
		4歳以上 児	32,460	3,110	2,590	2,070	1,030	
未設置	乳 児	154,610	17,400	14,500	11,600	5,790		
	1, 2歳 児	86,200	9,120	7,660	6,120	3,050		
	3 歳 児	35,230	3,450	2,870	2,290	1,140		
	4歳以上 児	28,390	2,630	2,190	1,750	870		
121人 から 150人 まで	設 置	乳 児	156,240	17,590	14,660	11,730	5,860	
		1, 2歳 児	87,830	9,380	7,820	6,250	3,120	
		3 歳 児	36,860	3,640	3,030	2,420	1,210	
		4歳以上 児	30,020	2,820	2,350	1,880	940	
未設置	乳 児	152,990	17,200	14,340	11,470	5,730		
	1, 2歳 児	84,580	8,990	7,500	5,990	2,990		
	3 歳 児	33,610	3,250	2,710	2,160	1,080		
	4歳以上 児	26,770	2,430	2,030	1,620	810		
151人 以上	設 置	乳 児	155,400	17,490	14,580	11,660	5,820	
		1, 2歳 児	86,990	9,280	7,740	6,180	3,080	
		3 歳 児	36,020	3,540	2,950	2,350	1,170	
		4歳以上 児	29,180	2,720	2,270	1,810	900	
未設置	乳 児	152,690	17,170	14,310	11,450	5,720		
	1, 2歳 児	84,280	8,960	7,470	5,970	2,980		
	3 歳 児	33,310	3,220	2,680	2,140	1,070		
	4歳以上 児	26,470	2,400	2,000	1,600	800		

改正後

改正前

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月月初日の定員区分	その保育所の長がその月月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄) 円	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
					円	円	円	円
12/100 地 域	45人 まで	設 置	乳 児	182,890	20,790	17,320	13,860	6,920
			1, 2歳児	114,310	12,560	10,460	8,370	4,180
		未設置	3歳児	63,210	6,800	5,660	4,530	2,260
			4歳以上児	56,360	5,980	4,980	3,990	1,990
	46人 から 60人 まで	設 置	乳 児	176,110	19,980	16,650	13,310	6,650
			1, 2歳児	107,530	11,750	9,790	7,820	3,910
		未設置	3歳児	56,430	5,990	4,990	3,980	1,990
			4歳以上児	49,580	5,170	4,310	3,440	1,720
	61人 から 90人 まで	設 置	乳 児	166,360	18,810	15,670	12,530	6,260
			1, 2歳児	97,780	10,580	8,810	7,040	3,520
		未設置	3歳児	46,680	4,820	4,010	3,200	1,600
			4歳以上児	39,830	4,000	3,330	2,660	1,330
	91人 から 120人 まで	設 置	乳 児	160,920	18,160	15,130	12,100	6,040
			1, 2歳児	92,340	9,930	8,270	6,610	3,300
		未設置	3歳児	41,240	4,170	3,470	2,770	1,380
			4歳以上児	34,390	3,350	2,790	2,230	1,110
	121人 から 150人 まで	設 置	乳 児	159,050	17,930	14,940	11,950	5,970
			1, 2歳児	90,470	9,700	8,080	6,460	3,230
		未設置	3歳児	39,370	3,940	3,280	2,620	1,310
			4歳以上児	32,520	3,120	2,600	2,080	1,040
	151人 以上	設 置	乳 児	154,970	17,440	14,530	11,620	5,800
			1, 2歳児	86,390	9,210	7,670	6,130	3,060
		未設置	3歳児	35,290	3,450	2,870	2,290	1,140
			4歳以上児	28,440	2,630	2,190	1,750	870
151人 以上	設 置	乳 児	156,610	17,640	14,700	11,750	5,870	
		1, 2歳児	88,030	9,410	7,840	6,260	3,130	
	未設置	3歳児	36,930	3,650	3,040	2,420	1,210	
		4歳以上児	30,080	2,830	2,360	1,880	940	
151人 以上	設 置	乳 児	153,350	17,250	14,370	11,490	5,740	
		1, 2歳児	84,770	9,020	7,510	6,000	3,000	
	未設置	3歳児	33,670	3,260	2,710	2,160	1,080	
		4歳以上児	26,820	2,440	2,030	1,620	810	
151人 以上	設 置	乳 児	155,760	17,540	14,610	11,690	5,840	
		1, 2歳児	87,180	9,310	7,750	6,200	3,100	
	未設置	3歳児	36,080	3,550	2,950	2,360	1,180	
		4歳以上児	29,230	2,730	2,270	1,820	910	
151人 以上	設 置	乳 児	153,040	17,210	14,340	11,470	5,730	
		1, 2歳児	84,460	8,980	7,480	5,980	2,990	
	未設置	3歳児	33,360	3,220	2,680	2,140	1,070	
		4歳以上児	26,510	2,400	2,000	1,600	800	

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月月初日の定員区分	その保育所の長がその月月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄) 円	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
					円	円	円	円
11/100 地 域	45人 まで	設 置	乳 児	181,090	20,570	17,140	13,720	6,850
			1, 2歳児	113,220	12,430	10,350	8,290	4,140
		未設置	3歳児	62,630	6,730	5,600	4,490	2,240
			4歳以上児	55,850	5,920	4,930	3,950	1,970
	46人 から 60人 まで	設 置	乳 児	170,340	19,280	16,070	12,860	6,420
			1, 2歳児	102,470	11,140	9,280	7,430	3,710
		未設置	3歳児	51,880	5,440	4,530	3,630	1,810
			4歳以上児	45,100	4,630	3,860	3,090	1,540
	61人 から 90人 まで	設 置	乳 児	174,380	19,770	16,470	13,180	6,580
			1, 2歳児	106,510	11,630	9,680	7,750	3,870
		未設置	3歳児	55,920	5,930	4,930	3,950	1,970
			4歳以上児	49,140	5,120	4,260	3,410	1,700
	91人 から 120人 まで	設 置	乳 児	166,310	18,800	15,670	12,530	6,260
			1, 2歳児	98,440	10,660	8,880	7,100	3,550
		未設置	3歳児	47,850	4,960	4,130	3,300	1,650
			4歳以上児	41,070	4,150	3,460	2,760	1,380
	121人 から 150人 まで	設 置	乳 児	164,730	18,610	15,510	12,410	6,200
			1, 2歳児	96,860	10,470	8,720	6,980	3,490
		未設置	3歳児	46,270	4,770	3,970	3,180	1,590
			4歳以上児	39,490	3,960	3,300	2,640	1,320
	151人 以上	設 置	乳 児	159,350	17,960	14,970	11,980	5,980
			1, 2歳児	91,480	9,820	8,180	6,550	3,270
		未設置	3歳児	40,890	4,120	3,430	2,750	1,370
			4歳以上児	34,110	3,310	2,760	2,210	1,100
151人 以上	設 置	乳 児	157,500	17,740	14,780	11,830	5,910	
		1, 2歳児	89,630	9,600	7,990	6,400	3,200	
	未設置	3歳児	39,040	3,900	3,240	2,600	1,300	
		4歳以上児	32,260	3,090	2,570	2,060	1,030	
151人 以上	設 置	乳 児	153,470	17,260	14,380	11,510	5,750	
		1, 2歳児	85,600	9,120	7,590	6,080	3,040	
	未設置	3歳児	35,010	3,420	2,840	2,280	1,140	
		4歳以上児	28,230	2,610	2,170	1,740	870	
151人 以上	設 置	乳 児	155,090	17,450	14,540	11,640	5,810	
		1, 2歳児	87,220	9,310	7,750	6,210	3,100	
	未設置	3歳児	36,630	3,610	3,000	2,410	1,200	
		4歳以上児	29,850	2,800	2,330	1,870	930	
151人 以上	設 置	乳 児	151,860	17,060	14,220	11,380	5,680	
		1, 2歳児	83,990	8,920	7,430	5,950	2,970	
	未設置	3歳児	33,400	3,220	2,680	2,150	1,070	
		4歳以上児	26,620	2,410	2,010	1,610	800	
151人 以上	設 置	乳 児	154,250	17,350	14,460	11,570	5,780	
		1, 2歳児	86,380	9,210	7,670	6,140	3,070	
	未設置	3歳児	35,790	3,510	2,920	2,340	1,170	
		4歳以上児	29,010	2,700	2,250	1,800	900	
151人 以上	設 置	乳 児	151,570	17,030	14,190	11,350	5,670	
		1, 2歳児	83,700	8,890	7,400	5,920	2,960	
	未設置	3歳児	33,110	3,190	2,650	2,120	1,060	
		4歳以上児	26,330	2,380	1,980	1,580	790	